



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *20 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 1
- *21 和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例施行規則 (果樹園芸課)..... 1
- *22 和歌山県海浜公園管理規則の一部を改正する規則 (都市政策課)..... 5

規 則

和歌山県規則第20号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年和歌山県規則第114号)の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項を削り、同表2の項中「第2条第1項の表8の項(28)」を「第2条第1項の表7の項(28)」に改め、同項を同表1の項とし、同表3の項中「第2条第1項の表18の項(6)」を「第2条第1項の表17の項(6)」に改め、同項を同表2の項とし、同表4の項中「第2条第1項の表30の項」を「第2条第1項の表29の項」に改め、同項を同表3の項とし、同表5の項中「第2条第1項の表31の項(2)」を「第2条第1項の表30の項(2)」に改め、同項を同表4の項とし、同表6の項中「第2条第1項の表35の項(13)」を「第2条第1項の表34の項(13)」に改め、同項を同表5の項とし、同表7の項中「第2条第1項の表41の項(16)」を「第2条第1項の表40の項(16)」に改め、同項を同表6の項とし、同表8の項中「第2条第1項の表45の項(11)」を「第2条第1項の表44の項(11)」に改め、同項を同表7の項とし、同表9の項中「第2条第1項の表53の項(3)」を「第2条第1項の表52の項(3)」に改め、同項を同表8の項とし、同表10の項中「第2条第1項の表54の項(18)」を「第2条第1項の表53の項(18)」に改め、同項を同表9の項とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県規則第21号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例(平成25年和歌山県条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

(特定サクラ属等の植物)

第3条 条例第2条第2号に規定するサクラ属等の植物のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる植物とする。

- (1) ウメ
- (2) アンズ
- (3) スモモ (別名ニホンスモモ)
- (4) セイヨウスモモ (別名ヨーロッパスモモ又はプルーン)
- (5) ミロバランスモモ
- (6) モモ
- (7) ネクタリン
- (8) アーモンド
- (9) ユスラウメ
- (10) ニワウメ

(移動の許可)

第4条 条例第7条の規定による移動の許可を受けようとする者は、当該移動に係る行為を開始する30日前までに、移動許可申請書(別記第1号様式)にウメ輪紋ウイルスによる感染のおそれがないことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(通報事項)

第5条 条例第8条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 通報者の氏名、住所及び電話番号
- (2) ウメ輪紋ウイルスに感染していると疑われるサクラ属等の植物の名称及び当該植物が存する場所
- (3) その他知事が必要と認める事項

(検査員の証明書)

第6条 条例第9条第2項に規定する証明書の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

(公表の方法)

第7条 条例第10条第1項の規定による公表は、和歌山県報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 栽培者等の住所(法人にあっては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 公表の理由
- (3) その他知事が必要と認める事項

(意見陳述の機会の付与)

第8条 条例第10条第2項の規定により公表の対象となる者に意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 公表の原因となる事実
- (2) 公表の内容及び根拠となる条例等の条項
- (3) 意見書、証拠書類等の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 4 条関係)

移動許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

⑧

電話番号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

1 移動の目的	
2 移動しようとする植物の名称	
3 移動しようとする植物の数量	
4 移動しようとする植物の状態及び樹齡	
5 移動年月日	
6 移動しようとする植物が過去に栽培され、所有され、管理され、又は販売された場所並びにその場所の責任者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所及び電話番号	
7 ウメ輪紋ウイルスによる感染のおそれがないことを確認した方法等	
8 移動しようとする場所及びその場所の責任者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所及び電話番号	

注

- 1 の欄には、購入、販売、流通管理による移動、譲渡、譲受等を記載すること。
- 2 の欄には、和名及び商品又は品種の名称等を記載すること。
- 3 の欄には、個体数を記載すること。
- 4 の欄には、状態については実生の苗、接ぎ木の苗、樹木、穂木、鉢植え又は切り枝その他生植物としての状態を、樹齡については実生からの年数を記載すること。
- 5 の欄には、移動しようとする年月日を記載すること。
- 6 の欄には、移動しようとする植物が過去に栽培され、所有され、管理され、又は販売された場所等の全てを記載すること。記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 の欄には、ウメ輪紋ウイルスによる感染のおそれがないことを確認した検査方法又はアブラムシ類及びウメ輪紋ウイルスによる感染のおそれのある植物からの隔離の方法について簡潔に記載すること。
- 8 の欄は、申請者と同じ場合は省略することができる。

添付書類

- 1 ウメ輪紋ウイルスによる感染のおそれがないことを証する書類
- 2 移動計画書 (移動年月日が 2 日以上にわたる場合のみ)

別記第 2 号様式 (第 6 条関係)

(表)

	第	号
<h2 style="margin: 0;">証 明 書</h2>		
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写真貼付</p> </div>	<p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p>	<p>上記の者は、和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成 25 年和歌山県条例第 16 号）第 9 条第 1 項の規定により、立入検査を行う職員であることを証明する。</p>
年 月 日交付	和歌山県知事	印

(裏)

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（抜粋）

(立入検査)

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、ウメ輪紋ウイルスに感染していると疑われるサクラ属等の植物の存する場所その他必要な場所に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させ、若しくは検査のため必要な最少量に限りサクラ属等の植物の葉を収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その検査員であることを示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(公表等)

第10条 知事は、栽培者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該栽培者等の氏名又は名称その他規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第7条の許可を受けずに特定サクラ属等の植物を移動した者

(2) 前条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者及び同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又はサクラ属等の植物の葉を収去させなかった者

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表の対象となる者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

備考

- 1 写真の大きさは、縦 3 センチメートル、横 2.5 センチメートルとする。
- 2 証明書の大きさは、縦 5.5 センチメートル、横 8.5 センチメートルとする。

和歌山県規則第22号

和歌山県海浜公園管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県海浜公園管理規則の一部を改正する規則

和歌山県海浜公園管理規則（平成6年和歌山県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

海浜公園名	有料施設	供 用 日	供用時間
浜の宮ビーチ	駐車場	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで。 ただし、7月1日から8月31日までの間は、午前8時から午後6時まで。
	シャワー	7月1日から8月31日まで	
	ロッカー		
片男波ビーチ	駐車場	1月5日から12月27日まで	
	シャワー	3月1日から11月30日まで	
	ロッカー		
加太ビーチ	シャワー（温水）	3月1日から11月30日まで	

別記第1号様式及び別記第2号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。